

指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（昭和63年6月1日施行。以下「措置要綱」という。）の規定による指名停止（期間の変更を含む。以下単に「指名停止」という。）
- (2) 措置要綱の規定による警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第2 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3 知事は、措置要綱第7条第2項の規定による通知において、指名停止の理由を明らかにするものとする。

- 2 知事は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等につき苦情申立をすることができる旨を教示するものとする。

(苦情申立て)

第4 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について、書面（以下「申立書面」という。）により苦情を申し立てることができる。

- 2 申立書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申立者の商号又は名称並びに住所
- (2) 申立てに係る措置
- (3) 申立ての趣旨及び理由
- (4) 申立ての年月日

- 3 苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 指名停止 当該指名停止の期間内
- (2) 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第5 知事は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第6 知事は、第4第3項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第7 知事は、第5第1項の規定による回答をする場合には、同項の書面に、再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(苦情処理結果の公表)

第8 知事は、第5第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(再苦情申立て)

第9 第5第1項の規定による回答に不服がある者は、島根県入札監視委員会運営要領(平成13年11月20日施行)に定める書面(以下「再苦情申立書面」という。)により、知事に対して再苦情申立てをすることができる。

2 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行うものとする。

- (1) 指名停止 当該指名停止の期間内(第5第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内)
- (2) 警告等 第5第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

(入札監視委員会に対する審議依頼)

第10 知事は、再苦情申立てがあったときは、速やかに島根県入札監視委員会に審議を依頼するものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第11 知事は、再苦情申立てを行った者に対し、島根県入札監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由
- (2) 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い知事が講じよう

としている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第 12 知事は、第 9 第 2 項の申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第 13 知事は、第 11 第 1 項の規定による回答をしたときは、再苦情申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。